

被差別部落に係わる教育事業と奨学資金

——姫路地方を中心として——

大垣輝行

第一章 戦後の被差別部落の実態

第一節 全国の地区数とその人口の推移

政府の把握した地区数は、一九九三年（平成五年）の同和地区実態把握等調査⁽¹⁾では四、五三三地区（うち同和関係人口が把握できなかった九一地区を除くと四、四四二地区）である。過去の調査では、一九六七年（昭和四十二年）三、五四五地区、一九七一年（昭和四十六年）三、九七二地区、一九七五年（昭和五十年）四、三七四地区、一九八七年（昭和六十二年）四、六〇三地区となっている。一九九三年（平成五年）の調査によると、同和関係人口が把握できた地区四、四四二地区、同和関係世帯二九八、三八五世帯、同和関係人口八九二、七五一人である。だがこの他に被差別部落でありながら「同和地区」と認定されていないところが多くある。これらを未指定地区という。未指定地区も相当数存在するはずだが、その実数は明確にはされていない。さらに被差別部落から地区外へ転出し、出身を隠している人々を加えると相当数に上る。所謂「六千部落、三百万人」ということははげって誇大なものではないといえる。

例えば、東京都、富山県、石川県などでは同和地区は皆無と報告されているが、実際には東京都に二〇地区、

富山県に二三三地区、石川県に四七地区が存在していた。これら三都県だけでも相当数の未指定地区が存在している。同和地区数は一九七一年(昭和四十六年)から一九八七年(昭和六十二年)にかけて増加している。これは地区住民の意識の高まりや自治体の姿勢の変化によるものである。だが政府は一九八七年の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」以降、新たな地区指定は行っていない。

第二節 高木地区の実態

一 高木地区の人口推移

姫路市は合併以前から世帯数も人口も順調に増加しているが、姫路市最大の被差別部落である高木地区は減少の一途をたどっている。一九六六年(昭和四十一年)には七三七世帯あった高木地区は表1の資料にあるように二〇〇六年には三八一世帯に半減している。この要因は次のように考えられる。

- ① 地区から離れて暮らし、部落出身を隠したいという人が増えている。
- ② 工場だけ残し、住居を他地区に求めていく人がいる。
- ③ 隣の町に建設された同和对策による市営住宅に入居する人が増えた。
- ④ 一般市民の人権意識が高まり、また地区住民の就職の幅も広がり、地区外への他業種に就職しやすくなったため、皮革産業には従事せず、地区を離れていく人が増加していった。

以上のような多様な要因で地区内に残る人が少なくなってきたと考えられる。ここで問題となるのは①・②の場合である。この理由のひとつに「部落差別が厳しいため、差別から逃れたい」という思いの人が現実存在していることが挙げられる。またその人達が自分が部落出身ではないと振る舞う時、逆に部落差別をしてしまので

花田町高木の人口推移

表 1

毎年 3 月末

年	高木地区				姫路市全体			
	世帯数	男	女	合計	世帯数	男	女	合計
1997年	417	523	553	1,076	164,771	228,329	241,426	469,755
1998年	405	501	522	1,023	167,030	228,824	242,289	471,113
1999年	392	481	501	982	169,603	229,703	243,195	472,898
2000年	393	461	495	956	172,099	230,435	244,186	474,621
2001年	391	445	479	924	174,259	230,813	244,944	475,757
2002年	385	433	464	897	176,186	230,709	245,183	475,892
2003年	385	423	455	878	178,529	231,256	245,683	476,939
2004年	392	423	444	867	180,432	231,014	245,995	477,009
2005年	381	405	429	834	182,293	230,875	246,225	477,100
2006年	381	395	425	820	203,449	257,928	274,656	532,584

姫路市総務局総務部情報管理課資料⁽²⁾

ある。これは「部落差別をする人に部落出身の人はいない」と短絡的に考えてのことだろう。自分たちだけは差別されたくないからである。これでは差別の解消どころではない。④の場合にこそ、差別解消の一翼を担ってい

るともいえるがもう一歩進み、地区外に居住し部落産業ではない職業に就いたとしても、他人から「出身」を問われたときには胸を張って部落出身であることを語ってほしい。これが部落差別解消には一番大きな力となる。

だが現実には地区外へ出た者はひっそりと暮らし、出身を問われても答えなくなってしまう人が多い。地区外に住んでも先述のような差別をしなくても自らが部落出身であることには敢えて触れない。できるなら「そっとしておいてほしい」というのが本音だ。これらの現状を知った上で、地区住民が「故郷を誇りに思う」環境作りを早急に実施し、地区外に住む部落出身者が胸を張って「出身を語る」ような社会の実現が求められる。

二 高木地区の生活環境

前述の高木地区のように、多くの部落は「過疎の高齢者居住地区」へと急速に変化しつつあるといえる。この

ような部落の現状を考えると、効果的な行政対策を迅速に講じてもらう必要性を感じる。具体的な対策としては各種考えられるが、一つには部落の中が住みやすいものとなるように環境改善していくことが第一として挙げられる。部落に特に少ない施設を優先的に誘致する必要がある。例えば、高齢者が住みやすいよう、老人保健施設や医療機関、スーパーマーケットなどの商業施設の誘致等を行政が積極的に働きかけていくことなどが望まれる。その上、この地域に若者たちが居住しやすくするためにも、就労環境も良くする必要がある。

元来、部落には無医村が多く、交番や派出所もなかった。スーパーマーケットやコンビニエンスストアなどもほとんどない。普通の地域にあるものが部落の中にはほとんどない。全国の部落にみられる状況は、「オールロマンズ事件」⁽³⁾などにも見られるような劣悪な地域環境であった。高木地区も例外なく劣悪な環境である。火災が発生すれば消防車が進入できない狭い道路や場所が多く、大火になりやすい。舗装された狭い道路は、高木地区の中では通称「かまぼこ道路」と言われている。「かまぼこ道路」という名の由来は蒲鉾のように中央が盛り上がっており、その名の通りで、両サイドの側溝には溝蓋すらされないままである。雨が降る日などは皮革の汚水と雨水で濡れた道は滑りやすく、いつ人や車が側溝に滑り落ちてもおかしくないような道路である。

奥まった地域には粗末な小さな家々が点在している。また壊れかけた空き家も多くあり、いつ火災が発生しても不思議ではない状況にある。子孫が途絶えた家や夜逃げした家などがそのまま空き家となり、朽ちていくのを待っているようでもある。解体し更地にするにも持ち主と連絡が取れないため、許可なしにはできないなど問題が多い。

長期にわたる差別の結果、疲弊した高木地区は、行政からも社会からも置き去りにされてきた部落の歴史そのものである。その影響もあり、土地の評価額は一般地域に比べると非常に低く、現在でも土地の評価額はまだまだ

だ低い。二〇〇六年度（平成十八年度）の高木地区の一平方メートルあたりの土地単価が一万五千円から二万円である。すぐ隣の一般地域は三万三千円から六万二千円である。⁽⁴⁾このように格差はあるが、これでも以前に比べると格差は狭まった方である。これは解放運動や同和教育の成果によるものであると考えられる。

「穢多^{エダ}の命は七分の一」⁽⁵⁾と言われた江戸時代からの名残りが土地価格にも影響し、依然、格差は続いていると考えられる。部落から出て行った人の土地や家屋は同じ部落の人以外にはなかなか買手が見つからない。したがって土地価格も低くなってしまっているのである。このことがより一層、「過疎の高齢者居住地区化」に拍車をかけてしまっている現状がある。

若者が部落を離れていくことは、就職差別を克服し、広く社会に進出していくという良い面として考えられる面もあるが、部落出身という烙印から逃れるために地区外へ出て行き、ひっそりと暮らして行くという悪い面もあり、地域住民を複雑な気持ちにさせてしまっている。

高木地区と周辺地域との土地価格格差は部落差別の結果である。理由は部落の土地を希望して購入するのは同じ立場の部落の人か、またそれ以外では同じく差別を被る立場の人々ぐらいしかいないからである。一般的に多くの人々が購入しかけたら格差も是正されていくだろうが、未だに同じ部落の人以外が購入することはほとんどない。最近少し増えてきたのは、高木地区の皮革産業に就労しているベトナム人などが競売にかけられそうになった土地や家屋を購入している例があるぐらいである。歴史的に根強い差別意識の存在のため、部落の土地は一般的に購入対象とならない。一般的な購入対象にならない土地の値段は低下していく。土地の価格格差はこのようにして広がっていく。

以前に不動産業者の広告などにより安い土地を取得した人たちが訴訟を起こした事件があった。不動産業者の

広告にはそこが部落であると表記していないということから、購入した人々は業者の不当売買だと訴えたのである。「購入した土地が部落であると分かっていたなら、購入しなかった」というのである。業者の言い分は「購入者は他の土地より大幅に安く買ったのだから、文句は言えない」と言った。これは両者ともに問題はあがあるが、特に購入者の言い分こそ「部落差別」そのものであるということを認識しなければならぬ。

したがって行政が部落の過疎化に歯止めをかけ、土地価格にも差別がなくなるような施策を講じることは、これから必要と考えられる。

第二章 部落に対する奨学金制度

第一節 奨学金の流れ

一 戦後最初の奨学金

一九五六年（昭和三十一年）、大阪市教育委員会から初めて奨学金が支給された。

「能力ある者に高等学校校修学の機会を均等に得さしめたるために市長の委任を受けた教育委員会が経済的援助（月額七百円）を与えるものである。各地区から若干名ずつ支給された」⁽⁶⁾

これが戦後最初の部落出身生への奨学金制度である。全国規模での奨学金制度設置の動きは一九五八年昭和三十三年一月の部落解放国策樹立要請国民会議の結成により、その代表者による国会ならびに政府各省への請願から始まった。全国各地で教育要求闘争が起こり、一九六一年（昭和三十六年）に奈良県教育委員会独自の「奈良県育英奨励資金制度」が設置された。京都でも同時期に同様の奨学金制度が実施されるようになった。

この時期から全国各地で独自に実施されはじめた。部落の切実な要求とそれを支える多くの人々の願いが政府

の重い腰を上げさせた。一九六六年（昭和四十一年）から全国の各自治体が実施している奨学資金を補助する「高等学校等進学奨励費、文部費補助」という予算を組んだ。

一九六六年（昭和四十一年） 二十府県四大都市 二、八三四人

六七年（昭和四十二年） 二十三府県四大都市 五、〇一〇人

六八年（昭和四十三年） 二十六府県四大都市 八、六〇〇人

六九年（昭和四十四年） 二十七府県四大都市 一二、七七〇人⁽⁷⁾

兵庫県においても一九六六年（昭和四十一年）四月より所謂部落奨学金制度が実施された。

二 姫路市の教育事業等と奨学金制度の流れ

姫路市では所謂解放学級の前身であるボランティアによる学習会が戦後まもなく始まった。津熊地区でボランティアの教師たちが子どもを集め、学習会を始めた。一九六三年（昭和三十八年）には「学力補充学級」として発足。「同和对策審議会答申」の出された翌年の六六年（昭和四十一年）には兵庫県が「教育奨励金制度」を発足させ、姫路市では一人三千円を支給した。受給生は二百九十二人だった。三千円の内訳は国と県がそれぞれ七百五十円ずつ負担し、残り半額の千五百円は姫路市が負担した。六九年（昭和四十四年）「同和对策事業特別措置法」が制定されたことに基づき、姫路市は独自の入学支度金五千円を新入生に給付開始した。

七〇年（昭和四十五年）には学力補充学級が「学力促進学級」となり、十六地域で開始した。この年の高校進学率は姫路市全市が八五・六％であるのに対して、対象地域の進学率は六七・七％と大きな格差があった。姫路市はこの年、独自の入学支度金給付額を増額した。（二万円から三万五千円）

七二年（昭和四十七年）には「中学卒業生就職支度金」を姫路市が単独事業で一人一万円を三七人に支給した。これは民政局の所管だったが、翌年には教育委員会に移し、八一年（昭和五十六年）まで実施した。七四年（昭和四十九年）には「学力促進学級」を「解放学級」と改称し、十九地区で実施した。この年、「教育奨励金制度」は高校生に月額六千円、大学生に一万四千五百円を支給した。対象者は八八八人であった。姫路市独自の入学支度金給付額は一万五千円から三万五千円の範囲で支給することとなった。

七五年には「教育奨励金制度」で高校生に月額六千五百円、大学生に一万七千五百円を支給することとなり、九三五人が受給した。ちなみに兵庫県全体では七、三〇〇人に支給された。この年には入学支度金は一万七千円から四万円の範囲に改正された。

七六年（昭和五十一年）、「解放学級」を「同和地区内教育事業」とし、市内十八地区で実施された。この年の調査では、姫路市全市の高校進学率が八九・四％に対して対象地域の進学率が八九・〇％と肉薄してきた。

七七年（昭和五十二年）、「同和地区内教育事業」は「同和地区教育事業」と改称された。だがせっかく狭まった高校進学率の格差はまた広がり三・七％の格差ができてしまった。（全市九一・一％、対象地域八七・四％）

「教育奨励金制度」では高校生に月額七千円、大学生に一万八千五百円が支給され、姫路市では千人が受給した。七九年（昭和五十四年）、「同和对策事業特別措置法」を一部改正し三年間延長した。「教育奨励金制度」では高校生に月額九千円、大学生に二万七千円が支給され、姫路市では一〇二一人が受給した。

八二年（昭和五十七年）、「同和对策事業特別措置法」が期限切れとなるのに合わせて「地域改善対策特別措置法」（五年間の時限立法）が成立した。この年、「同和地区教育事業」は「地域改善対策対象地域教育事業」と改称された。高校進学率は全市で九〇・四％、対象地域では八三・四％と格差がより一層大きく開いてしまった。

「教育奨励金制度」はこの年から「地域改善対策奨学資金」と改められ、高校生・大学生だけでなく短期大学・高等専門学校生にも広められた。だが、高校生・高等専門学校生には給付するが、短期大学・大学生には貸与となってしまう。高校生月額一万二千円を給付、大学生には四万円の前貸与である。受給者数は高校生六九一人、貸与生は大学生八八五人であった。

八七年（昭和六十二年）、「地域改善対策特別措置法」は期限切れとなり、新たに「地域改善対策特定事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律」（五年間の時限立法、以下「地对財特法」）が成立した。「地域改善対策奨学資金」は、高校生・高等専門学校生に対しても貸与に変わってしまった。

九二年（平成四年）、「地对財特法」が五年間延長された。「地域改善対策奨学資金」は高校生月額一万七千円から三万九千円、大学生には四万円から七万円の貸与となった。この金額の幅は公立と私学、自宅通学と自宅外通学などによる差である。貸与者数は百八十三人となった。

九七年（平成九年）、「地域改善対策特定事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」が施行された。この年から、国庫補助の「人権教育推進事業」と県費補助の「人権教育振興事業」が行われた。「地域改善対策奨学資金」は五年間延長が決定し、五年経過時の在学生在が卒業するまで法的措置を講ずることとなった。高校生月額二万二千円から四万三千円、大学生には四万八千円から八万二千円が、一三一人に貸与された。

二〇〇〇年（平成十二年）、「人権教育・啓発推進法」が施行された。「地域改善対策奨学資金」は高校生に月額二万二千円から四万三千円、大学生には変化なしの四万八千円から八万二千円が、二二〇人に貸与された。

〇一年（平成十三年）、「地域改善対策奨学資金」は高校生に月額二万三千円から四万三千円、大学生にはその

ままの四万八千円から八万二千円が、貸与者数は二三五人になった。

○二年（平成十四年）、県費補助の「人権教育振興事業」が「人権文化創造活動支援事業」となった。「地域改善対策奨学資金」は貸与額はそのままで一七〇人に貸与した。この年から姫路市では一般施策の中で「大学生等奨学貸付事業」として月額五万円を百人に限定して貸与している。選考基準は保護者等の前年度収入の低い人から順に百人と決めている。兵庫県は「高等学校奨学資金」を同じく一般施策で、全県七百人程度に貸与している。これは月額一万八千円から三万五千円である。

○三年（平成十五年）、「地域改善対策奨学資金」貸与者九三名なっている。これは地対財特法の期限切れ前に入学し、奨学資金を貸与申請した学生のこの年の現在数である。

第二節 奨学資金受給・貸与の実態

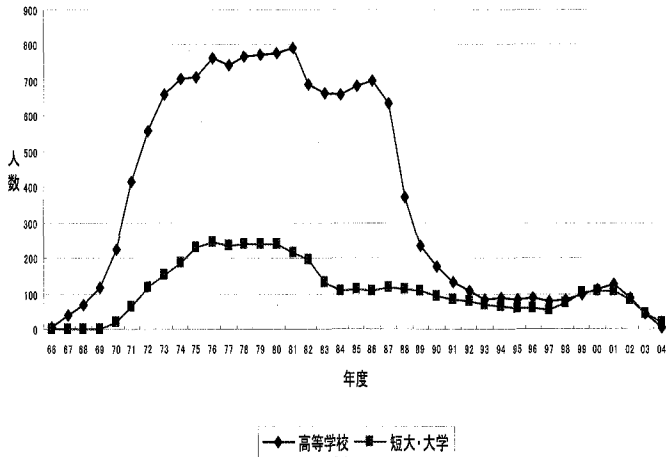
一 姫路市での奨学資金受給・貸与の実態

表2は同和問題に係わる施策の一つである奨学資金の受給・貸与生の姫路市での具体的数値をグラフ化したものである。高校生の受給数は一九八一年（昭和五十六年）をピークに減少している。大学生は一年早く減少している。大学生については一九八二年（昭和五十七年）に給付から貸与に替わり、高校生は一九八七年（昭和六十二年）から貸与になった。ちょうどその年から、結果として表では大学生は八十二年から八十三年にかけて、高校生では八十七年から八十八年の激減が見られる。給付から貸与に変更したことが最大の原因である。ではなぜこのように減少するのだろうか。この当時の地域の保護者で貸与の申請をしなかった人たちに聞いてみた。結果は「奨学資金を借りて家計を助けたいが、貸与となると借金を抱えることになる。長い将来、子どもに借金返済の

重荷を背負わせたくない」という意見がほとんどであった。その上、「この借金が部落出身である証しとして残ってしまふ」ということで貸与申請を遠慮する者が増加した。卒業してから十〜二十年もの間、毎年返還請求書を送られてくる。それは結婚しても消えないため、結婚相手にも知られたくない出身を知られ、また奨学資金の負債があることにより夫婦仲にまで影響しかねない現実がある。「給付なら申請し受給するが、貸与なら申請を控える」、「解放奨学金の返済義務を花嫁道具にしたいくない」という意見が圧倒的なのも頷ける。つまり必ずしも部落内が経済的に豊かになったために奨学資金を借りなくなったというわけではないのである。同じ奨学資金が給付から貸与へと変わったことで、これほどまでに申請希望者が減少するとは想像すらできなかったのではないか。貸与になり申請者が激減した数字を見て、「もう部落内も経済的に豊かになった」と判断するのは早計である。

二〇〇一年(平成十三年)、地対財特法の最終年度に貸与の駆け込み申請で高校生の申請がやや増加したが、二〇〇四年(平成十六年)に奨学資金の貸付事業が終了。以降は一般の奨学資金を借りる以外方法がなくなった。所謂バブル経済がはじけてから十数年、日本経済は底を打ち復興の兆しが見られるという現在だが、倒産・リストラ等で職を失う人が後を絶たない。特に非正規労働者の多い部落では将来の展望を見いだせないまま一家の大黒柱の破産・自殺等で残された家族が困窮している。貸与を受けた奨学資金を返せる余裕などない人が少なくなっている。日本の経済不況のために一番被害を被ったのは中小零細企業であり、部落の地場産業でもあった。

表2 地域改善対策奨学資金給付および貸与の状況(姫路市)



(8)

次に教育事業と奨学資金事業の成果と課題
 姫路市ではこの教育事業と奨学資金事業の「成果と課題」を
 次のように分析している。

二 教育事業と奨学資金事業の成果と課題

- まず教育事業の成果として、次の五項目が挙げられている。
 - ・進学率の向上、学力保障に多大な成果をもたらした。
 - ・部落差別解消に向けた、児童生徒の正しい知識の習得と自意識の向上に効果が大きかった。
 - ・平成九年以降、一般対策となったが、解放学級の成果を引き継ぎ、県費事業・国費事業で実施されている。
 - ・周辺地域との交流を推進する上で、要となる事業として大きな役割を果たしてきた。
 - ・人権学習のリーダーとして若い世代の育成に寄与している。
- 次に教育事業の課題として四項目あげられている。
- ・地対財特法の失効以降、補助額等減額の傾向にあり、事業数の維持が困難になってきている。

- ・保護者の中には、子どもの教育事業への不参加を表明するケースもいくつか報告されている。
- ・全体的に児童生徒数が減少傾向にあり、小中合同での開催といった事業の再編が必要な地域も現れてきている。

- ・教職員に占める講師の割合が大きいままである。

奨学資金事業の成果としては次の五項目が挙げられている。

- ・進学率の格差解消、学力保障に多大な成果をもたらした。
 - ・奨学資金を得て資格や学位を取り、子どもたちの自己実現の支援の柱となってきた。
 - ・平成十四年以降、新規はなくなったが、経過措置として貸与生の卒業まで継続貸与されていることは、不況下、経済的な基盤の弱い家庭の子弟には大きな拠り所となった。
 - ・学力と進学保障が職業構成の変化をもたらし、安定した生活を営み始めている。
 - ・一般対策の中で新しい奨学資金（県・市）への道を切り拓ききっかけとなった。
- 最後に奨学資金事業の課題について四項目挙げている。
- ・返済に際し、居所不明、滞納といった問題が多くある。
 - ・返還猶予や返還免除を申請しなければならない経済的困窮者が増加している。
 - ・進学はしたものの、途中で退学という事例も増加している。
 - ・今後も続く不況下で、法の手当てなしに進学時期を迎える子どもたちの将来が非常に不安。

以上のように、姫路市では同和地区に係わる教育事業と奨学資金について、「成果と課題」を挙げているが、

当を得ている部分も多いが、地域住民の具体的な要求分析に合致していない部分も多々ある。このことを今一度整理し、公の場で議論することの必要性が求められる。

- (1) 総務庁長官官房地域改善対策室『平成五年度同和地区実態把握等調査―地区概況調査報告書』一九九五年
- (2) 姫路市総務局総務部情報管理課資料
- (3) 一九五一年、京都で発生した事件。市の職員が雑誌「オールロマンズ」に小説「特殊部落」を寄稿した。この小説は部落の人々をきわめて差別的に描写したものであり、部落解放委員会は、市行政が部落の劣悪な状況を放置していたことが、差別を助長する大きな原因であると、行政の責任を指摘した。この結果、京都市は部落対策の総合計画を作り、積極的施策を行うようになった。この事件が以後の地方公共団体の同和行政への取り組みを推進させるきっかけになったと言われている。
- (4) 大阪国税局 平成十八年分 財産評価基準書 路線価図 五七〇九五 五七一一〇
- (5) 朝日選書三四 『被差別部落の歴史』原田伴彦著 朝日新聞社 一五九頁
- (6) 一九六九年第一回部落解放奨学生全国集会討議資料 『解放運動を奨学生の手に』より
- (7) 同右
- (8) 姫路市教育委員会資料 地域改善対策奨学資金給付および貸与の状況(二〇〇五年度整理集計)
- (9) 姫路市教育委員会人権教育課資料